

施設利用と住民組織

阿部和枝・高峯昭子

(宮城県農業センター)

The Relation between the Utilization of the Public Hall
and the Organization of the Inhabitants

Kazue ABE and Akiko TAKAMINE

(Miyagi Prefectural Agricultural Research Center)

は し が き

近年、農村の地域対策としてコミュニティセンターづくりがすすめられている。本県においても昭和42年以降、多目的施設としての生活センター導入が推進され、昭和51年度までに197施設の設置をみている。これら生活センターの利用状況と住民組織のタイプとの関連について分析を試みた。

1 生活センターの特徴と対象の選定

生活センターの施設規模は132㎡を基準としており若干の大小はあるが120㎡から180㎡の範囲に197施設中166施設、8割強が含まれている。平面構成は大集会室・小集会室・炊事施設・収納施設の組み合わせであり、基本的には多目的施設という共通の性格をもっている。したがって調査対象の選定にあたっては施設条件より利用運営主体の特徴を指標とした。即ち、運営主体の戸数規模とセンター建設費の受益者負担率を指標としてA～Kの11施設を選定した(表1)。

表1 運営主体の戸数規模と負担率の関係

負担率 \ 戸数	50戸未満	50～99戸	100～199戸	200戸以上
50%以上	24 (A)(B)	50 (E)	29 (H)	8
50%未満	7 (C)	22 (D)(F)	11	2
なし	8	16 (G)	11 (I)(J)	9 (K)

注. (A)～(K)は調査対象施設で、全体の中での位置づけを示している。

2 運営主体の性格

農村には歴史的に形成された自治のための組織あるいは機能がある。本県の場合葬祭の相互扶助組織である契約金と表裏の関係にあるものが多く、自ら役員をたて必要な金銭・労力を出しあって集団構成員の維持存続をはかってきた。しかし次第に機能が薄れ姿を変え今日に至っている。

調査結果にもとづいて11施設の圏域区分上の位置づけを図1に示した。センター利用(運営)主体はそれぞれ契約会、部落会、行政区、小学校区に位置づけられる(図中●で表示)。

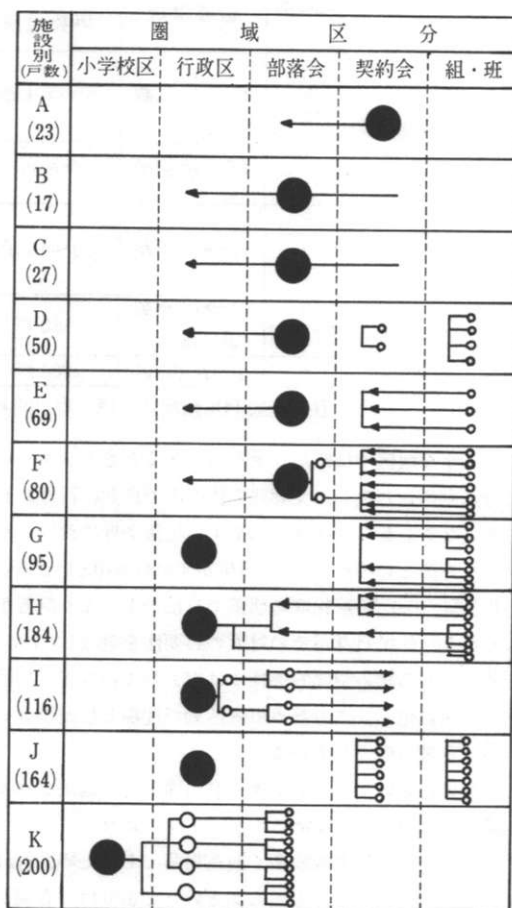


図1 対象施設の圏域による位置づけ

A, B, Cの各地区はかなり色濃く原型的な特徴を残しており、契約会即部落会であり又行政区でもある。

D, E, F地区は、末端の組や班あるいは契約会に住民自治の単位をおきながら、集落形状からより広域でのまとまりがあり、これが行政区というかたちをとっている。

G, I地区は同様な特性をもちながら、それら複数の部落をあわせて行政区単位としての色彩を強めている。

H, J地区は非農家との混住地区である。昔からの自治のまとまりを残しながら地域の構成上非農家とのコミュニ

ケーションを考えないわけにはいなくなっている。

K地区は小学校区であり、他地区とは性格が異なるものといえる。

3 地域の組織構成とセンター利用

生活センターの利用状況を、運営利用主体の各地域の組織構成の特徴からみると、(I)～(V)のパターンが認め

表2 地域の組織構成による類型

施設別	社会的条件		集落条件	施設利用頻度(回)	タイプ
	組織構成パターン	戸数規模			
A	行＝部＝契	30戸未満	集居・浜	60～70	(I)
B			散居・山		
C			集居・平		
D	行＝部≠契	50戸	集居	30回	(II)
E					
F	行→部≠契	80～100戸	散居	20回未満	(III)
G					
I					
H	行→部→契 ＋ 非農家	150戸	集居	20回未満	(IV)
J					
K	小学校区	200戸	集居・散居	5回	(V)

注. 施設利用頻度は1戸平均年間利用回数で表示

このような地区では新たな手を打たなくともセンターは十二分に利用されるし、又管理も皆の手で自然に行なわれることとなる。むしろ孤立化しやすい集落条件においてセンターを外部との接点としてどう生かすかが課題といえる。

(II)型……50戸程度の部落で自治のまとまりが若干難しくなり、住民自身がその対策の必要性を意識している。集居集落であるため空間的条件には恵まれているが、集団の構成が複雑化し、このため組織活動が沈滞し住民のコミュニティ意識が低下している。

この地区においては、センター利用圏という地域レベルの組織づくりをどうすすめるかがポイントになる。

(III)型……戸数規模多く散在集落であるため、行政区としてまとめようと、どちらかという市町村の立場からセンターづくりをすすめている地区である。住民の自治のまとまりは小範囲にあるためセンター利用圏としての地域活動の推進力に欠ける。

られる(表2)。

(I)型……戸数規模30戸未満で組織構成上原型的な色彩を残している。これは集落の立地ならびに形状の条件に支えられている。即ちこれらの地区は、山あいにはりついたような散居集落や、浜ごとにまとまりをみせる集落、そして平地農村の場合には景観上まとまりのきわめてよい集落などである。

F, G, Iのいずれの地区においても自治会(区)のバックアップのもとに生活改善グループが誕生し活動しているが、これらの地区の場合、行政区のひろがりでのまとまりが住民の立場からみて適当であるかどうかを確認される必要がある。

(IV)型……非農家の増大に伴い戸数規模150戸以上となる。既存部落の基盤はしっかりしているが、非農家とのコミュニケーションを意識してセンターづくりをすすめている。

この地区ではセンターの利用料とか清掃の問題とか、特に運営管理上の難しさがある。

このように地域の組織構成の相違にもとづいて区分した(I)～(V)の各タイプは、センター利用の状況ならびに運営にあたっての問題を異にし、このことは又、各地域が当面するコミュニティ再編の具体的方策を異にすることを示している。